

農水一体型サステイナブル陸上養殖共創コンソーシアム会則

(名称)

第1条 本会を「農水一体型サステイナブル陸上養殖共創コンソーシアム」と称する。

(目的)

第2条 本会は、国立研究開発法人科学技術振興機構による「共創の場形成支援プログラム」に採択された「資源循環型共生社会実現に向けた農水一体型サステイナブル陸上養殖のグローバル拠点」（以下「拠点」という。）における拠点ビジョンを実現するため、産官学の連携による活動と異分野融合を通じて、必要な研究開発・市場開発を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 農水一体型サステイナブル陸上養殖に関する研究開発・市場開発の推進
- (2) 会員の相互協力の推進
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会は、別紙の団体を会員として構成するものとする。ただし、申出があった場合は本会から退会できるものとする。

(組織)

第5条 本会に本会を代表する会長を置き、拠点の管理責任者をもって充てる。

(総会)

第6条 総会は、会長が招集し、本会則の変更及び本会の活動の重要事項を協議する。

- 2 総会の議長は会長をもって充てる。ただし、会長が不在のときは、あらかじめ会長の指名する者が議長を務める。
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数の議決を持って決定する。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。
- 5 総会は、議長の判断により電子メールによる協議に代えることができる。

(部会)

第7条 本会は、次の各号に掲げる部会を置き、専門的な事項を協議する。

- (1) 海洋生物養殖システム部会
- (2) サステイナブルエネルギー部会
- (3) 農水物質循環システム部会
- (4) IT スマートシステム部会
- (5) ビジネス社会実装部会

2 部会は、参加を希望する会員で構成する。

3 部会の部会長は、会長が指名する。

4 部会は、部会長が必要に応じ招集する。

5 部会長は必要があると認めるときは、第2項に掲げる者以外の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を拠点の管理責任者の下に置く。

(会費等)

第9条 本会は、会費を徴収せず、財産を保有しないものとする。

(解散)

第10条 本会は、総会の決定をもって解散する。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会則その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 暴力団等反社会的勢力である事が判明したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(補則)

第12条 この会則に定める条項のほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年9月19日から施行する。